

山形県公立小中学校事務職員研究協議会東置賜支部規定

第1章 総則

(名称)

第1条 本支部は山形県公立小中学校事務職員研究協議会東置賜支部と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、支部長の指定するところにおく。

(目的)

第3条 本支部は山形県公立小中学校事務職員研究協議会（以下 県事務職員協議会と略す）の下部組織として学校事務の研究に努め、会員の資質向上を図り、また東置賜地区の教育振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本支部は目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 県事務職員協議会との連絡調整に関すること。
- (2) 学校事務の研究及び調査に関すること。
- (3) その他本支部内の目的達成のために必要なこと。

第2条

第2章 組織

(会員)

第5条 本支部は山形県公立小中学校事務職員のうち東置賜地区内の学校に勤務する事務職員で構成する。

(機関)

第6条 本支部に次の機関をおく。

- 1 総会
- 2 事務局会

(役員)

第7条 本支部に次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局員 若干名
- (5) 監事 2名

(総会)

第8条 総会は支部長が必要と認めたとき開催する。

(事務局会)

第9条 事務局会は支部長、副支部長、事務局長、事務局員をもって構成し、次の事項を審議し、総会に提案する。

- (1) 支部規定の改廃に関すること。
- (2) 役員に関すること

- (3) 事業の運営に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他本支部の運営に関すること。

第3章 役員

(任務)

第10条 役員は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表し、支部運営を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は県事務職員協議会との連絡調整及び支部運営をおこなう。
- (5) 事務局員は支部長の指示を受け事業を処理する。
- (6) 監事は本会の会計を監査する。

(選出)

第11条 役員は次のとおりとする。

- (1) 支部長、副支部長、監事は事務局会において選出し、総会で承認する。
- (2) 事務局長、事務局員は支部長が委嘱する。

(任期)

第12条 役員は任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

役員に欠員が出た場合に後任の任期は次の役員が決まるまでとする。

第4章 経費

(会費)

第13条 本支部の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本支部の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第5章 その他

(その他)

第15条 この規定のほか本支部運営に関する事項は内規によるものとする。

附則

この規定は平成18年4月1日より施行する。

この規定は令和3年4月1日より施行する。